

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年7月8日(金曜日)

号外第64号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	監査の結果に関する報告について	10
○監査委員公表 監査の結果について	1		
監査委員公表			
神奈川県監査委員公表第13号 監査の結果について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。 平成28年7月8日 神奈川県監査委員 真 島 審 一 同 高 岡 香 同 太 田 眞 晴 同 赤 井 かずのり 監第23号 平成28年6月16日 (請求人) (略) 様 神奈川県監査委員 真 島 審 一 同 高 岡 香 同 太 田 眞 晴 同 赤 井 かずのり 住民監査請求に基づく監査の結果について(通知) 平成28年4月18日に受理した同月13日付け住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。 第1 請求に対する判断 請求を棄却する。 第2 請求の内容 1 請求人から提出された平成28年4月13日付け請求書の内容(内容は原文「請求の要旨」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。また、請求書では個人名の記載をしているが、政務活動費の目的である議員を除き、氏名についてはXと記号化した。以下、同一氏名は同一記号で表記する。) 請求の要旨 当時、自由民主党神奈川県議会議員団に所属していた木		村謙蔵元議員(以下「木村元議員」という。)に支給された政務活動費について、不明朗な支出をしていた事実が、2015年3月13日付の朝日新聞の報道によって明らかになりました。 同新聞によると「身内企業に年100万円以上の支出があった議員」として、木村元議員の名前を確認することができます。主な支出先の役員は、兄。主な内容は事務所家賃。理由説明は「便利」だからとあります。(証拠書類①を参照) 一方で、神奈川県議会政務活動費の手引きによりますと「事務所が議員の所有物である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできない」とする規定があります。 しかしながら、事務所として利用している不動産は、共有名義ではありますが、木村元議員の所有物です。(証拠書類②参照) 表向きは、兄であるX氏が代表取締役を務める木村貿易有限会社に支出したかのように体裁を整えていますが、これは明らかに不正支出です。 本来であれば、新聞報道がなされた段階で、議会局経理課長は事実関係を確認し、また、その実態を把握し、かつ、木村元議員に対して政務活動費の返還請求権を行使してしめるべきだと考えますが、新聞報道から1年が経過した今なお、それがおこなわれていないことを軌近知るに至りました。これは地方自治法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に該当するため、議会局経理課長が木村元議員に対して政務活動費1,944,000円の返還を請求する措置を求めます。 2 請求人 氏名 (略) 住所 (略) 3 請求人から提出された事実を証する書面 (1) 証拠書類① 平成27年3月13日付け朝日新聞記事切り抜き 「政活費巡り5000万円修正へ」 「不明朗な支出続々 政務活動費 朝日47都道府県議調査」 (2) 証拠書類② 事務所所在地の明細地図(公図を含む。)	

事務所土地建物に係る登記事項証明書

第3 監査委員の除斥

本件監査請求において、平成28年5月19日に監査委員に就任した土井りゅうすけ委員並びに同月18日に監査委員を退任した小川久仁子委員は、本件監査請求の対象となる政務活動費が交付された当時、請求対象議員と同一会派であったため、法第199条の2の規定により除斥された。

第4 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成28年4月18日付けをもって受理した。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

法第242条第4項は、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」があると認められる場合は、必要な措置を講ずべきことを勧告しなければならない旨を定めている。これを踏まえ、自由民主党神奈川県議会議員団（以下「自民党県議団」という。）に交付された平成25年度政務活動費のうち事務所費として充当された木村謙蔵元県議会議員（以下「木村元県議」という。）に係る次の支出（以下「本件支出」という。）について、神奈川県議会局職員が管理すべき財産として、返還請求権が存在しているか否かを監査対象事項とした。

本件支出の一覧

	支出年月日	支出額	経費の内容
1	平成25年4月19日	135,000円	事務所の賃借料
2	平成25年4月19日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
3	平成25年5月20日	135,000円	事務所の賃借料
4	平成25年5月20日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
5	平成25年6月20日	135,000円	事務所の賃借料
6	平成25年6月20日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
7	平成25年7月19日	135,000円	事務所の賃借料
8	平成25年7月19日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
9	平成25年8月20日	135,000円	事務所の賃借料
10	平成25年8月20日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
11	平成25年9月20日	135,000円	事務所の賃借料
12	平成25年9月20日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
13	平成25年10月21日	135,000円	事務所の賃借料
14	平成25年10月21日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
15	平成25年11月20日	135,000円	事務所の賃借料
16	平成25年11月20日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
17	平成25年12月20日	135,000円	事務所の賃借料
18	平成25年12月20日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
19	平成26年1月20日	135,000円	事務所の賃借料
20	平成26年1月20日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
21	平成26年2月20日	135,000円	事務所の賃借料

22	平成26年2月20日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
23	平成26年3月20日	135,000円	事務所の賃借料
24	平成26年3月20日	27,000円	事務所の管理運営費等(光熱水費等)
計		1,944,000円	

2 請求人からの証拠の提出及び陳述の希望の有無

請求人から、法第242条第6項の規定に基づく、証拠の提出及び陳述の希望はなかった。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、政務活動費の交付事務を所管する議会局経理課を選定し、平成28年6月1日(水)に横浜合同庁舎第一監査室において、職員調査を実施した。

なお、議会局経理課職員は、議長から議会書記に任じられているとともに、知事から神奈川県職員に任じられている。議会局経理課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 平成25年度政務活動費における事務所費の取扱いについて

ア 対象となる経費の内容

政務活動費の交付等に関する条例（平成13年条例第33号。以下「条例」という。）第3条第2項は「政務活動費は、別表に定めるものに充てることができるものとする。」と規定し、別表中「事務所費」は「会派及び議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と規定している。

また、政務活動費の手引き〔平成25年3月策定〕（以下「手引き」という。）では、「事務所費」の具体的な経費の事例として、次の経費を例示している。

- ・ 事務所の賃借料、仲介手数料、礼金、契約更新料
- ・ 事務所に附設する駐車場の賃借料
- ・ 事務所の管理運営費等（電気・ガス・上下水道料金、燃料代等）

イ 「事務所が議員の所有物である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできない」としている理由（考え方を含む。）

手引きの「Ⅲ 政務活動費の基本的考え方」において、政務活動費制度は、議員活動の活性化を図るとともに、その用途の透明性を確保しようとするものであることから、政務活動費の執行に当たっては、①必要性、妥当性及び効率性の原則、②透明性の原則、③実費弁償の原則に基づき、会派及び議員の責任において、適切に処理するものと規定している。

そこで、政務活動のために使用するといえども、資産形成に資する経費に政務活動費を充当することはできないとの考え方にに基づき（この考え方は手引きに明文で規定していない）、事務所の土地・建物の購入費や、事務所の建築工事費等は、支出に適しない事例として、手引きに例示している。同様の考え方により、議員の所有物である事務所の賃借料についても、資産形成に資するもの

として政務活動費を充当することはできない。

ウ 事務所が議員を含む共有である場合の取扱い

事務所が議員を含む共有である場合の取扱いについては、手引きにおいて特に規定していない。

また、手引きの「IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針」においては、「この運用指針により難い特別な事由がある場合(運用指針が存しない場合を含む。)は、会派及び議員自らの責任において当該事由の存在、政務活動費の充定の適法性及び妥当性について、証拠書類等により合理的かつ明確に説明しなければならない。」と規定されている。

本件については、手引きに規定がないため、「III 政務活動費の基本的な考え方」や「IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針」などにより、会派及び議員自身が、政務活動費の充定の適法性及び妥当性等について判断することとなる。

なお、「事務所が議員の所有物である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできない」との規定が手引きにあるのみで、共有の場合の取扱いについては、手引きにおいて特に規定していないとの説明があった。

エ 事務所が親族又は親族が経営する会社の所有物である場合の取扱い

事務所が親族又は親族が経営する会社の所有物である場合の取扱いについては、手引きにおいて特に規定していない。

以下、考え方については、前記ウと同じ。

オ 転借による場合で事務所の貸主が親族又は親族が経営する会社であるときの取扱い

転借による場合で事務所の貸主が親族又は親族が経営する会社であるときの取扱いについては、手引きにおいて特に規定していない。

以下、考え方については、前記ウと同じ。

カ 会派代表者から議長に提出される政務活動費収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写しに対する審査の方法

(イ) 会派及び議員から議長に提出すべき書類等

会派の代表者及び議員は、条例第13条第1項に基づき、政務活動費収支報告書及び領収書その他の証拠書類(以下「証拠書類等」という。)の写しを議長に提出する。

また、手引きにおいて、政務活動に使用する事務所の賃借料に政務活動費を充当する場合は、事務所台帳(事務所の所在地・延床面積・賃貸料・契約期間・貸主・借主を記載、会派代表者又は議員が証明)を当該年度の最初の賃借料の支出に係る支出伝票等に添付するこ

とを規定している。

なお、賃貸借契約書については、作成・保存することを規定するが、議長に提出する必要はない。

(ロ) 書類に対する審査方法

政務活動費は、会派及び議員自らの責任において、条例の別表に定める経費ごとの使途基準に基づき執行を行い、証拠書類等を整備するほか、会派内に政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者を置き、収入・支出のチェック等の監査を行った上で、議長に収支報告書及び証拠書類等の写しを提出する。

議会局では、会派及び議員から提出された証拠書類等の写しについて、手引きに規定された「III 政務活動費の基本的な考え方」や「IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針」を判断基準として、審査している。

審査に当たっては、議会局が、使途の内容、あて名、日付、金額、按分等の各記載事項について確認しているが、当該証拠書類等の写しに明らかに目的外支出と認められる記載がある場合や計算に明らかな誤りがある場合を除き、適正であると判断している。

なお、賃貸借契約書については、議長に提出する必要がないため、確認していない。

キ 事務所が議員の所有物でないことの確認方法

事務所の賃借料の支出に係る証拠書類等が提出されていること、また、事務所台帳が会派代表者又は議員の証明を受けた上で提出されていることから、当然、事務所を賃借している事実が存在するものとして確認している。

仮に、事務所が議員の所有物であるにもかかわらず、事務所の賃借料の支出に係る証拠書類等や事務所台帳が作成され、提出されることは、虚偽の文書の作成・提出であり、手引きとしては、そこまでは想定していない。

(2) 平成27年3月13日の新聞報道に対する議会局経理課の対応状況について

ア 対応の有無

特に調査等対応をしていない。

イ 対応しなかった理由

議会局は、会派及び議員に対して対応する権限(調査権等)を有していない。

また、平成27年3月13日の朝日新聞では、「『身内企業』に年100万円以上の支出があった議員」の1人として、木村元県議を挙げているが、前記(1)エのとおり「事務所が親族又は親族が経営する会社の所有物である場合の取扱い」については、神奈川県議会の手引きにおいて、特に規定しておらず、事務所の賃借料に政務活動費を充当することは不適正な支出とまでは言えない。

(3) 平成25年度政務活動費の交付状況等について

ア 自民党県議団への交付の状況

交付決定日	交付日	交付総額	収支報告書受理日 (支出合計額)	額の確定を行った日 (残額)
-------	-----	------	---------------------	-------------------

平成25年4月1日	平成25年4月16日から 平成26年3月17日まで (毎月原則16日)	267,120,000円 (@53万円×42人×12月)	平成26年5月15日 (280,765,019円) 平成27年3月13日(※) (275,655,553円) 平成27年12月21日(※) (275,115,553円)	平成26年5月23日 (0円)
-----------	---	---------------------------------	---	--------------------

(※)収支報告書は当初提出後に2回の修正あり

イ 自民党県議団団長から議長への収支報告

収支報告書受理日	支出合計額(A)	収入合計額(B)(※)	差額(A)-(B)
平成26年5月15日	280,765,019円	267,120,318円	13,644,701円
平成27年3月13日	275,655,553円	267,120,318円	8,535,235円
平成27年12月21日	275,115,553円	267,120,318円	7,995,235円

(※)収入合計額は交付金額と預金利子の合計

(4) 本件監査請求に対する見解について

議会局では、会派及び議員から提出された証拠書類等の写しについて、手引きに規定された「Ⅲ 政務活動費の基本的な考え方」や「Ⅳ 政務活動費の充実に当たっての運用指針」を判断基準として、審査している。

今回、請求人の請求対象と推定される政務活動費支出伝票の写しを改めて確認したところ、問題なかった。

確かに、請求者から提出された登記事項証明書に記載されている建物所有者(共所有者)と、領収書の発行者(貸主)が異なるが、議会局としては、会派及び議員から提出された証拠書類等の写しから、この事実を確認することはできないし、また、建物所有者(共所有者)と領収書の発行者(貸主)の間の転貸借の可能性もあり、両者の関係についても、議会局としては、会派及び議員から提出された証拠書類等の写しから確認することはできない。

また、請求者は「事務所として利用している不動産は、共有名義ではありますが、木村元議員の所有物です。」と主張するが、前記(1)ウのとおり、事務所が議員を含む共有名義による所有物である場合の取扱いについては、手引きにおいて特に規定しておらず、したがって、「Ⅲ 政務活動費の基本的な考え方」や「Ⅳ 政務活動費の充実に当たっての運用指針」などにより、議員自身が政務活動費の充定の適法性及び妥当性について判断することとなる。

以上から、本件においては、証拠書類等の写しから請求人の主張する事実を確認することは困難であり、議長に提出された証拠書類等の写しも適正であることから、政務活動費の交付先である自民党県議団に対する返還請求を求めることはできない。

4 関係人調査の実施

本件監査請求の対象となっている政務活動費の交付先である自民党県議団並びに本件支出の当事者である木村元県議に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を次のとおり実施した。

(1) 自民党県議団

自民党県議団に対し、平成28年6月13日(月)に聞き取りに

よる調査を実施するとともに、本件支出に係る関係書類(政務活動費の支出伝票、領収書、会計帳簿)の原本の確認を行った。

自民党県議団の説明の要旨は、次のとおりであった。

ア 事務所の賃借料に政務活動費を充当するに当たり、当該事務所が議員の所有物であるか否かの確認方法

事務所賃料の充実に際しては、議員から会派に対して提出された事務所台帳と賃貸借契約の報告における「貸主」によって判断しており、不動産登記上の名義の確認は行っていない。

イ 支出を会計帳簿に記載するに当たり、当該支出が政務活動費として適格か否かの確認方法

議員から提出された支出伝票、証拠書類等を元に確認している。

ウ 事務所費についての確認方法

議員から提出された支出伝票や事務所台帳の記載事項が手引きの規定に反していないかを確認している。

エ 事務所費として不適格である場合の対処

不適格となった場合は、議員に支出伝票と事務所台帳を差し戻している。

(2) 木村元県議

本件監査請求に関し、本件支出の対象議員である木村元県議に対し、平成28年6月6日(月)に聞き取りによる調査を実施した。

木村元県議の説明の要旨は次のとおりであった。

ア 事務所が入っている建物の所有者

当該建物は母が所有していたものを相続により取得したもので、登記上、木村元県議を含む4名の共有名義(持分均等)である。

イ 事務所賃借料に政務活動費を充当するに当たっての充定の適法性及び妥当性の整理

当該建物に係る全ての固定資産税の支払い、修繕、維持、造作は、共有者の一人であるX氏が行い、土地建物全ての抵当権に係る債務者もX氏で、X氏が実質上の所有者である。

当該建物に関して、所有者の一人として、木村元県議が固定資産税などの負担や賃貸料などの収益の一部を享受している事実はない。

ウ 事務所賃借料及び光熱水費の支払方法

木村元県議本人が、木村貿易有限会社の代表であるX氏に直接現金を手渡している。

エ 賃借料の価額の妥当性の整理

隣接する店舗家賃が25万円であることから15万円を妥当な金額と算出した。

オ 事務所光熱水費の支払額の算定方法

支払額については、建物全体の光熱水費の約60%の割合とした。

第 6 監査の結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費の制度の概要

ア 法の規定

平成25年当時の法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定められており、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告を議長に提出するものとする。」と定められている。

イ 本県条例の規定

条例第 2 条から第 5 条において、政務活動費の交付の対象、交付額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲が次のとおり定められている。

(ウ) 交付の対象 (第 2 条)

議会の会派 (所属議員が 1 人である場合を含む。) 及び議員に交付する。

(イ) 交付額 (第 4 条)

議員 1 人当たり月額53万円とする。

(ウ) 交付の方法 (第 5 条)

交付の方法は、会派ごとに、①会派、②議員、③会派及び議員のいずれかに交付する方法があり、①会派に交付する場合は、議員 1 人当たりの月額53万円に、その会派に所属する議員の数を乗じて得た額とする。

なお、自民党県議団は、①会派に交付する方法を採用している。

(イ) 当該政務活動費を充てることができる経費の範囲 (第 3 条)

「調査研究費」、「研修費」、「会合参加費」、「広報・広聴費」、「要請陳情等活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務所費」、「事務費」、「人件費」に充

てることができる。

なお、「事務所費」の用途について、「会派及び議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用」と定められている。

(2) 平成25年度政務活動費の取扱い

ア 手引きの規定

条例第17条の規定に基づき、県議会議長は、政務活動費の支出及び証拠書類等その他の政務活動費に係る書類の整備等に関する指針などを定めた手引きを策定し、「政務活動費の基本的な考え方」、「政務活動費の充実に当たっての運用指針」及び「各経費別の運用指針」について、次のとおり規定している。

(ウ) 政務活動費の基本的な考え方

a 執行に当たっての原則

政務活動費制度は、議員活動の活性化を図るとともに、その用途の透明性を確保しようとするものであることから、政務活動費の執行に当たっては、次に掲げる事項を原則として、会派及び議員の責任において、適切に処理するものとする。

(イ) 必要性、妥当性及び効率性の原則

政務活動は、その必要性があり、その方法や経費が社会通念上妥当なものでなければならず、最少の経費で最大の効果が上がるよう努めるものとする。

(ウ) 透明性の原則

会派及び議員は、政務活動費の用途の透明性を確保するため、その支出に係る証拠書類を整備、保存するものとし、その用途の適正について、合理的かつ明確に説明できるよう努めるものとする。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、会派及び議員が行う政務活動のために実際に要した経費に充当するものとする。

b 政務活動と他の活動が混在する場合の按分指針

会派及び議員の活動は、政党活動、選挙活動、後援会活動等多彩であり、1つの活動が政務活動とその他の活動の側面を有している場合もあると考えられる。

このことから、当該活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不相当であることが明らかなる場合は、当該費用を合理的な方法で按分するものとする。

この場合の按分割合は、会派及び議員の活動実態によって異なることから、一律にその割合を示すことは困難であるため、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がそれぞれの責任において、当該会派及び議員の活動の実態に応じ、次の按分方法 (例) を参考にしながら、合理的な按分を行うものとする。

按分方法 (例)
政務活動(A)
政務活動(A) + 政党活動・選挙活動・後援会活動(B)

(イ) 政務活動費の充実に当たっての運用方針（抜粋）

この運用指針は、一般的な運用指針を定めたものであることから、会派及び議員は、特別な事由がない限り、この運用指針に沿って政務活動費を充当するものとする。

なお、この運用指針により難い特別な事由がある場合（運用指針が存しない場合を含む。）は、会派及び議員自らの責任において当該事由の存在、政務活動費の充当の適法性及び妥当性について、証拠書類等により合理的かつ明確に説明しなければならない。

(ウ) 各経費別の運用指針（「事務所費」のみ抜粋）

<事務所費>

区 分	説 明
具体的な経費の事例	○ 事務所の賃借料、仲介手数料、礼金、契約更新料 ○ 事務所に附設する駐車場の賃借料 ○ 事務所の管理運営費等（電気・ガス・上下水道料金・燃料代等）
支出に適しない事例	○ 事務所の土地、建物の購入費 ○ 事務所の建築工事費等 ○ 警備料、火災保険料、修繕代、電話工事代 ○ 事務所の賃借に係る敷金、保証金 ○ 公共料金等に係る遅延損害金

a 自己所有の事務所の取扱い

事務所が議員の所有物である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする。

b 事務所の要件

政務活動に使用する事務所は、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

(a) 事務所としての機能（外観、事務スペース、会議スペース、事務用備品等）を有していること。

(b) 賃貸借の場合は、会派又は議員が賃借人（転借人である場合を含む。）となっていること。ただし、一の事務所が政務活動事務所と他の事務所を兼ねている場合又は他の事務所の一部を政務活動事務所として間借りしている場合は、この限りでない。なお、こうした場合は、使用面積等により賃借料を按分するものとする。

(c) 賃貸借契約書の作成・保存及び事務所台帳の提出

○ 政務活動に使用する事務所の賃借料に政務活動費を充当する場合は、賃貸借契約書（覚書等賃貸借契約書に類するものを含む。）を作成し、保存するとともに、事務所台帳を当該年度の最初の賃借料の支出に係る支出伝票等に添付するものとする。なお、事務所台帳の記載事項に変

更があった場合は、改めて当該台帳を支出伝票等に添付するものとする。

○ 事務所台帳の「事務所の借主」の名称が政務活動事務所を使用する会派又は議員でない場合は、その理由を支出伝票の備考欄等に記載するものとする。

(d) 関連する経費の按分割合

事務所の賃借料と当該事務所の光熱水費のように相互に関連性のある経費については、特別な事由がない限り、同一の割合をもって按分するよう留意するものとする。

イ 手引きにおいて、自己所有の事務所の取扱いとして「事務所が議員の所有物である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできない」と定められている理由

議会局経理課に対する職員調査において、政務活動に使用するとはいえ、資産形成に資する経費に政務活動費を充当することはできないとの考え方にに基づき、事務所の土地・建物の購入費や、事務所の建築工事費等は支出に適しない事例として手引きに例示しており、同様の考え方により、議員の所有物である事務所の賃借料についても、資産形成に資するものとして政務活動費を充当することはできないとの説明があった。

ウ 事務所が議員を含む共有である場合の取扱い

議会局経理課に対する職員調査において、事務所が議員を含む共有である場合の取扱いについては、手引きにおいて特に規定されていないとの説明があった。

また、事務所が親族又は親族が経営する会社の所有物である場合の取扱いや転借による場合で事務所の貸主が親族又は親族が経営する会社であるときの取扱いについても同様に、手引きにおいて特に規定されていないとの説明があった。

エ 事務所が議員の所有物であるか否かの確認方法

自民党県議団への聞き取り調査において、自民党県議団は、事務所賃料の充実に際し、議員から会派に対して提出された事務所台帳と賃貸借契約書の報告における「貸主」によって判断しており、不動産登記上の名義の確認は行っていないとの説明があった。

オ 賃借料に政務活動費を充当した事務所が入っている建物の平成25年度当時の所有関係

請求人から事実を証する書面として提出のあった当該建物の登記事項証明書及び木村元県議への聞き取り調査の結果から、当該建物は、登記上、木村元県議を含む4名の共有（持分均等）となっている。

カ 本件支出に係る「領収書」の記載内容

日 付	あて名	金 額	目 的	発行者
平成25年 4 月 19 日	木村けんぞう事務所	150,000円	事務所家賃	Y
平成25年 4 月 19 日	木村けんぞう事務所	30,000円	水道光熱賃	ピア介護福祉サービス

平成25年 5 月20日	木村けんぞう事務所	150,000円	事務所家賃	Y
平成25年 5 月20日	木村けんぞう事務所	30,000円	水道光熱費	ピア介護福祉サービス
平成25年 6 月20日	木村けんぞう事務所	150,000円	事務所家賃	Y
平成25年 6 月20日	木村けんぞう事務所	30,000円	水道光熱費	ピア介護福祉サービス
平成25年 7 月19日	木村謙蔵事務所	150,000円	家賃	木村貿易有限会社
平成25年 7 月19日	木村謙蔵事務所	30,000円	光熱費	木村貿易有限会社
平成25年 8 月20日	木村謙蔵事務所	150,000円	家賃	木村貿易有限会社
平成25年 8 月20日	木村謙蔵事務所	30,000円	光熱費	木村貿易有限会社
平成25年 9 月20日	木村謙蔵事務所	150,000円	家賃	木村貿易有限会社
平成25年 9 月20日	木村謙蔵事務所	30,000円	光熱費	木村貿易有限会社
平成25年10月21日	木村謙蔵事務所	150,000円	家賃	木村貿易有限会社
平成25年10月21日	木村謙蔵事務所	30,000円	光熱費	木村貿易有限会社
平成25年11月20日	木村謙蔵事務所	150,000円	家賃	木村貿易有限会社
平成25年11月20日	木村謙蔵事務所	30,000円	光熱費	木村貿易有限会社
平成25年12月20日	木村謙蔵事務所	150,000円	家賃	木村貿易有限会社
平成25年12月20日	木村謙蔵事務所	30,000円	光熱費	木村貿易有限会社
平成26年 1 月20日	木村謙蔵事務所	150,000円	家賃	木村貿易有限会社
平成26年 1 月20日	木村謙蔵事務所	30,000円	光熱費	木村貿易有限会社
平成26年 2 月20日	木村謙蔵事務所	150,000円	家賃	木村貿易有限会社
平成26年 2 月20日	木村謙蔵事務所	30,000円	光熱費	木村貿易有限会社
平成26年 3 月20日	木村謙蔵事務所	150,000円	家賃	木村貿易有限会社
平成26年 3 月20日	木村謙蔵事務所	30,000円	光熱費	木村貿易有限会社

政務活動費の充当額は、上記金額に按分率（90%）を乗じて算出している。

キ 本件支出に係る平成25年4月から同年6月までの領収書の発行者

平成25年4月から同年6月までの水道光熱費に係る領収書の発行者は「ピア介護福祉サービス」となっているが、木村元県議への聞き取り調査において、「ピア介護福祉サービス」は木村貿易有限会社の業務部門の名称であり、木村貿易有限会社と同視との説明があった。

また、同期間における事務所家賃に係る領収書の発行者は「Y」となっているが、木村元県議への聞き取り調査において、同人は共有者の一人で、賃借料を最終的に享受していた者であったため貸主としていたものであるが、木村元県議は木村貿易有限会社の代表者に直接賃借料を手渡しているとの説明があった。

なお、平成25年7月以降は、領収書の発行者を法人名に改めたとの説明があった。

ク 本件監査請求に係る事務所の賃貸借契約書

(イ) 平成25年4月1日付け建物賃貸借契約書の内容

- a 賃貸人及び賃借人
賃貸人はY、賃借人は木村謙蔵である。
- b 契約期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- c 所在地
三浦市三崎3-2-11
- d 構造

- 木造2階建の1階部分
- e 床面積
100㎡
- f 使用目的
事務所の目的に使用する。
- g 公租公課及び光熱費の負担者
賃貸人が建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担する。
- (ロ) 平成25年7月1日付け建物賃貸借契約書の内容
 - a 賃貸人及び賃借人
賃貸人は木村貿易有限会社、賃借人は木村謙蔵である。
 - b 契約期間
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
 - c 所在地
前記(イ) c と同じ。
 - d 構造
前記(イ) d と同じ。
 - e 床面積
前記(イ) e と同じ。
 - f 使用目的
前記(イ) f と同じ。
 - g 公租公課及び光熱費の負担者
前記(イ) g と同じ。

ケ 平成25年度の最初の賃借料の支出に係る支出伝票に添付された事務所台帳の内容

事務所の所在地	延べ床面積 (㎡)	賃借料 (月額)	契約期間	事務所の貸主	事務所の借主
神奈川県三浦市三崎 3-2-11	100	150,000円	平成25年 4 月 1 日～ 平成26年 3 月31日	Y	木村謙蔵

※ 当該事務所台帳には、平成25年 4 月 1 日に「賃貸借契約書の内容と相違ないことを証明する。」旨が会派代表者名で明記されている。

なお、記載事項（「契約期間」及び「事務所の貸主」）の変更に伴う事務所台帳の新たな提出はなかった。

であるため、賃貸借契約書の床面積の記載について、木村元県議員への聞き取り調査の中で確認したところ、おおよその面積であり、実測した数値ではないとの説明があった。

コ 事務所の床面積

請求人から事実を証する書面として提出のあった当該建物の登記事項証明書では、1階部分の床面積は93.48㎡

(3) 自民党県議団への平成25年度政務活動費の交付の状況

交付決定日	交付日	交付総額	収支報告書受理日 (支出合計額)	額の確定を行った日 (残額)
平成25年 4 月 1 日	平成25年 4 月16日から 平成26年 3 月17日まで	267,120,000円 (@53万円×42人×12月)	平成26年 5 月15日 (280,765,019円) 平成27年 3 月13日(※) (275,655,553円) 平成27年12月21日(※) (275,115,553円)	平成26年 5 月23日 (0円)

(※)収支報告書は当初提出後に2回の修正があった。

(4) 自民党県議団における平成25年度政務活動費の収支報告
自民党県議団団長が議長に報告した政務活動費の収支額

(修正後)は次のとおりであり、支出合計額が収入合計額を上回っていた。

支出合計額(A)	収入合計額(B)(※)	差額(A)-(B)	残額
275,115,553円	267,120,318円	7,995,235円	0円

(※)収入合計額は交付金額と預金利子の合計

(5) 議会局による書類審査

政務活動について、会派から議長に提出された政務活動費の収支報告書及び証拠書類等(写)に対する審査は、手引きに定められた「政務活動費の基本的な考え方」や「政務活動費の充実に当たっての運用指針」を判断基準としている。

審査に当たっては、使途の内容、あて名、日付、金額、按分等の各記載事項について確認し、当該証拠書類等の写しに明らかに目的外支出と認められる記載がある場合や計算に明らかな誤りがある場合を除き、適正であると判断している。

なお、賃貸借契約書は、議長に提出する必要がないため、確認していない。

2 判断の理由

請求人は、平成25年度に自民党県議団に交付された政務活動費のうち、木村元県議が当該政務活動費を充当した事務所賃借料について、手引きでは「事務所が議員の所有物である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできない」と規定されているにもかかわらず、賃借料に政務活動費を充当した事務所は共有名義による木村元県議の所有物であり、明らかな不正支出であると主張する。

また、木村元県議に支給された政務活動費について不明朗

な支出をしていた事実が平成27年 3 月13日付けの朝日新聞の報道により明らかになり、「身内企業に年100万円以上の支出があった議員」として木村元県議の名前を確認することができるので、本来であれば、当該報道がなされた段階で、議会局経理課長は事実関係を確認し、その実態を把握し、木村元県議に対して政務活動費の返還請求権を行使してしかるべきであるにもかかわらず、これを行っておらず、財産の管理を怠る事実が該当するため、議会局経理課長が政務活動費1,944,000円の返還請求の措置をとることを求めると主張する。

よって、本件監査請求の趣旨は、議会局経理課長が返還請求権を行使していないことが、法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に当たるとして、議会局経理課長が木村元県議に対して返還を請求する措置を求めているものと認められる。

(1) 事務所賃借料に政務活動費を充当したことの不当性の有無について

平成25年度政務活動費を充当した事務所賃借料について、当該政務活動費の支出が不当であるか否かを判断するに当たり、判断に当たっての基準及び使途基準の適合性について次のとおり整理する。

ア 判断に当たっての基準

必要な経費に当たるか否かの判断について、裁判所の

判決内容は次のとおりとなっている。

(㉞) 奈良地方裁判所平成23年 6 月30日判決

当該判決において、「議会の審議事項は多岐にわたることに加え、調査方法も多様なものが想定されることに照らすと、議会の審議能力向上のために政務調査費を用いて具体的にどのような調査を行うかは、第一次的には、実際に政務調査費を支出する議員又は会派の判断に委ねられており、広範な裁量が認められると解されているところ、その裁量は、原則として尊重されるべきである。」と判示されている。

(㉟) 東京地方裁判所平成20年11月28日判決

当該判決では、「議員の調査研究に資するため必要な経費に当たるか否かの基準は、本件使途基準及び本件申合せ事項において具体化されており、また、これらの内容が、前示の政務調査費の制度の趣旨に反するものであることをうかがわせる事情は見当たらないから、本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である」と判示されている。

これらの判決を踏まえ、本県について見てみると、条例第17条に基づき、県議会議長は、政務活動費の支出及び証拠書類等その他の政務活動費に係る書類の整備等に関する指針などを定めた手引きを策定しており、手引きでは対象経費に当たるか否かの基準が具体化されている。

このことから、当該手引きに反するか否かを基準に支出の不当性を判断する。

イ 使途基準の適合性

監査に関する裁判所の判決内容は次のとおりとなっている。

(㉞) 最高裁判所第一小法廷平成21年12月17日判決

当該判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示されている。

(㉟) 金沢地方裁判所平成26年10月16日判決

当該判決において、「議員に政務調査費の返還を求めるときには、不当利得返還請求訴訟の一般的な主張立証責任の分配に従って、原告において、返還を求める政務調査費の支出が、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出に当たらない(法律上の原因を欠く)ことの主張立証責任を負うと解される。ところ、当該調査費の支出が、政務調査費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張立証した場合には、返還を求められた議員の側において、当該支出が、政務調査費の本来の用途及び目的に適合する支出であることを立証しない限り、当該支出は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費について支出したものでないとの立証があったものと解するのが相当である」と判示されている。

これらの判決を踏まえると、政務活動費についての使途基準の適合性の判断に当たっては、条例により議長に提出しなければならないとされている収支報告書及び経費区分ごとに整理された証拠書類等について、手引きに照らして、不当な支出であることを推認させる一般的、外形的な事実の有無を確認し、当該事実の存在が認められない場合に使途基準に適合していると判断するのが相当である。

ウ 当該政務活動費に係る支出の不当性の有無

(㉞) 手引きの規定

手引きにおいて、自己所有の事務所の取扱いとして、「事務所が議員の所有物である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することができない」との規定が存在する。

しかしながら、当該規定の取扱いについて、議会局経理課に対する職員調査の結果によれば、議員を含む共有の場合の取扱いについては、手引きにおいて特に規定されていないとのことであった。

そこで、この規定の趣旨について検討するに、議員の所有物である場合、賃借料の設定に当たり、単価及び面積の決定権が自らに存するため、恣意的な金額の設定が可能であり、政務活動としての必要性や経費の妥当性を判断しにくいいため、政務活動費の充当を禁じているものと思慮される。

それを踏まえ、本件の場合について見てみると、木村元県議への聞き取り調査において、当該事務所が入っている建物の管理などを実質的に支配しているのは、共有者の一人で、木村貿易有限会社の代表者であるX氏であるとの説明があり、これを覆す事実は認められなかった。

したがって、本件について、単独所有の場合のように明確に恣意性があるとは言えない。

(㉟) 事務所が議員の所有物であるか否かの確認方法

自民党県議団への聞き取り調査の結果によれば、議員から会派に対して提出された事務所台帳と賃貸借契

約書の報告における「貸主」によって判断しているとのことであった。

これを踏まえて、木村元県議の事務所台帳及び当該事務所の賃貸借契約書の貸主を確認したところ、木村元県議の名前は認められなかった。

- (9) 県議会議長に提出された当該事務所賃借料及び光熱水費に係る支出伝票、証拠書類等（事務所台帳、領収書の写し）における不当な支出であることを推認させる一般的、外形的な事実の有無

当該政務活動費が充当された事務所賃借料及び光熱水費に係る支出伝票、証拠書類等（事務所台帳、領収書の写し）について、手引きに照らして、不当な支出であることを推認させる一般的、外形的な事実の有無を確認したところ、次のとおり、議会局経理課の確認事務の一部不十分なところはあったものの、不当な支出であることを推認させる一般的、外形的な事実を認められなかった。

a 事務所台帳

平成25年7月以降の領収書の発行者と事務所台帳の貸主が合致していなかった。（平成25年7月1日に賃貸借契約書が新たに締結され、貸主が変更となったものの、記載事項の変更に伴う事務所台帳の新たな提出が行われていなかった。）

b 領収書の発行者

平成25年4月から6月までの光熱水費に係る領収書の発行者が事務所台帳の貸主と合致していなかった。（平成25年4月から同年6月までの水道光熱費に係る領収書の発行者は「ピア介護福祉サービス」となっているが、木村元県議への聞き取り調査において、「ピア介護福祉サービス」は木村貿易有限会社の業務部門の名称であり、木村貿易有限会社と同視との説明があった。

また、同期間における事務所家賃に係る領収書の発行者は「Y」となっているが、木村元県議への聞き取り調査において、同人は共有者の一人で、賃借料を最終的に享受していた者であったため貸主としていたものであるが、木村元県議は木村貿易有限会社の代表者に直接賃借料を手渡しているとの説明があった。

なお、平成25年7月以降は、領収書の発行者を法人名に改めたとの説明があった。）

上記のことから、議員を含む共有の場合の取扱いについては、手引きにおいて特に規定されていないとのことであり、「事務所が議員の所有物である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することができない」との規定を根拠に不当な支出があったと認めることはできない。また、県議会議長に提出された当該事務所賃借料及び光熱水費に係る支出伝票、証拠書類等（事務所台帳、領収書の写し）からは、手引きに照らし不適合となる点は認められない。

- (2) 平成27年3月13日付け朝日新聞の報道に対し、議会局経理課が特段の対応をしなかったことの不当性の有無

当該報道がなされた段階で、議会局経理課長が特段の対応をしなかったことが不当であるか否かについて、次のとおり判断する。

親族又は親族が経営する会社に対する支出に政務活動費を充当することについて、手引きに親族又は親族が経営する会社に対する支出に政務活動費の充当を禁ずる規定はないことから、「身内企業に年100万円以上の支出があった議員」として新聞報道されたことをもって、調査に着手すべきであったと認めることはできない。

よって、議会局経理課長が事実関係を確認し、その実態を把握しなかったことについて、不当性は認められない。

3 結論

以上のことから、本件監査請求に係る政務活動費の支出に違法若しくは不当な点は認められず、政務活動費の返還請求権は発生していないことから、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとの請求人の主張には理由がない。

4 意見

本件監査の結果は上記のとおりであるが、本書面が公表されることを踏まえ、特に次の意見を付すものである。

事務所が議員を含む共有である場合の取扱いについて、議会局経理課は手引きにおいて特に規定されていないと説明し、その取扱いが不明瞭であるため、監査委員として上記のとおり判断せざるを得ない。

しかしながら、議員が共有者の一人である以上、単価及び面積の決定に影響力を及ぼす可能性がある点については、単独所有の場合と共有の場合で、その取扱いに差異を設ける合理性は乏しいものと思われる。

したがって、事務所が議員を含む共有の場合の取扱いを明確にするため、手引きの見直しが必要である。

なお、手引きの見直しに当たっては、所有者の確認を適切に行うためにも、事務所台帳に「所有者」欄を新たに設けるべきである。

さらに、現下の状況を踏まえると、更なる透明性を図るため、議員本人の所有物に限定することなく、議員の家族が所有している場合や議員が役員を務めている会社が所有している場合など、賃貸人に対し、議員が影響力を行使しうる外見を有している賃借料についても、政務活動費の対象外とするよう検討する必要があると思われる。

神奈川県監査委員公表第14号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月8日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香

同 太 田 眞 晴
 同 土 井 りゅうすけ
 同 赤 井 かずのり

実施)

2 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要なに応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて、前回監査実施後の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の対象とした。

第3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が43件認められ、その内訳は不適切事項41件、要改善事項2件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。

第1 監査の対象

平成28年定期監査の対象となる出先機関361箇所のうち、平成28年4月28日までに結果を取りまとめた98箇所（他の出先機関及び本庁機関については、今後、監査結果を取りまとめ次第、この98箇所を含めて報告する予定）

第2 監査の実施

1 監査実施期間

平成28年1月12日から同年4月22日まで
 （職員調査は、平成27年12月1日から平成28年3月22日まで

局 等	対象箇所数	指摘事項が認められた箇所		内 訳			
		箇所数	件数	不適切事項		要改善事項	
				箇所数	件数	箇所数	件数
総 務 局	10	3	3	2	2	1	1
安 全 防 災 局	1	0	0	0	0	0	0
県 民 局	8	3	3	3	3	0	0
環 境 農 政 局	9	1	1	1	1	0	0
保 健 福 祉 局	11	3	4	3	4	0	0
産 業 労 働 局	3	1	1	1	1	0	0
県 土 整 備 局	9	6	15	6	15	0	0
企 業 庁	3	2	3	2	3	0	0
教 育 委 員 会	35	9	13	9	12	0(1)	1
公 安 委 員 会	9	0	0	0	0	0	0
計	98	28	43	27	41	1(1)	2

(注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

3 要改善事項の箇所数について、不適切事項と重複する箇所は () で表記

このほか、前記以外に出先機関の監査において、出先機関の事務に係る本庁機関の課（以下「本課」という。）の事務指導に改善の必要があると認められたため、当該本課を指摘した要改善事項が1件認められた。

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項41件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」とおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表の

とおりである。

項 目	件 数	構 成 率
予 算 執 行	4	9.8%
収 入	3	7.3%
支 出	6	14.6%
会 計 事 務 処 理	1	2.4%
契 約	8	19.5%

課税徴収	0	0
工事	4	9.8
補助金	0	0
現金・有価証券	0	0
財産	11	26.8
庶務	4	9.8
計	41	100.0

(2) 特記すべき事案の有無

不適切事項41件のうちの特記すべきものが次のとおり6件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 支出

道路巡視・巡回及び道路維持補修作業委託契約(単価契約、概算総価額18,560,448円)の第1四半期及び第2四半期分代金の支払に当たり、受託者から提出された請求書において、道路維持補修作業の「誘導員無し(契約単価52,710円/回(税抜))と「誘導員有り(69,362円/回(税抜))」の単価が逆に記載されていることを看過したため、支払額が1,222,922円過大であった。

(県土整備局 神奈川県西土木事務所
小田原土木センター)

b 工事

道路補修工事の変更契約の締結に当たり、道路に設置する区画線工について誤っていた単価加算率をそのまま適用して積算したため、変更後の契約額(33,264,000円)が96,120円過大であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、96,120円過大に支払っていた。

(県土整備局 神奈川県西土木事務所)

(4) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

道路改良工事の変更契約の締結に当たり、往復分の単価によるべき仮設材の運搬費を誤って片道分の単価によっていたまま積算したため、変更後の契約額(81,616,680円)が371,520円不足であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、371,520円支払不足であった。

(県土整備局 神奈川県西土木事務所)

(7) 上記(7)又は(4)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く)

該当なし。

(4) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

該当なし。

(4) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

もの

該当なし。

(4) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が千円以上のもの

該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

a 同一箇所異なる法律・規則違反があったもの(3件以上)

該当なし。

b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 収入

産業技術短期大学校では、売店設置のため行政財産の使用許可を行っていたが、使用許可に係る使用料及び光熱水費の立替収入の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反して、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが3件、12,019円あった。

(産業労働局 神奈川県立産業技術短期大学校)

(b) 支出

○ おおいそ学園では、学園運営向上のため、おおいそ学園支援向上委員会及び第三者委員会を設置しているが、出席委員に対する謝礼金102,000円の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく、所得税・復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところを誤って月額表を適用したことにより、4執行分(延べ6人分)、25,320円が徴収不足であった。

(県民局 神奈川県立おおいそ学園)

○ 消火栓ポンプ等修理工事代金等の支払にあたり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条に規定する期限を過ぎて支払っていたものが4件、1,401,138円あった。また、その結果、遅延利息3,900円を支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立図書館)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

該当なし。

(4) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(4) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

の

いずれも該当なし。

(イ) 前回監査の不適切事項については是正、改善等がされていないもの

a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの

b 措置の実効が挙がっていないもの

c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの

いずれも該当なし。

3 要改善事項

監査した結果、当該箇所の事務に改善の必要が認められた2件及び本課の事務指導に改善の必要が認められた1件は次のとおりである。

(1) 監査した結果、当該箇所の事務に改善の必要が認められたもの

ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

(イ) 「法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件」

(総務局 神奈川県戸塚県税事務所)

課税徴収事務において、法人事業税等を滞納している法人に対する出資金の差押えに当たり、出資金に係る利益配当金を差押えの対象としていない状況があった。

戸塚県税事務所では、法人事業税等を滞納(本税5,044,606円)している法人が農業協同組合へ出資した持分(以下「出資金」という。)を平成26年11月に差し押さえた後、納税折衝や財産調査の結果、当該出資金(1,325,000円)以外に財産が見当たらず、払戻しには農協の総会での議決が必要であることから、平成27年7月に当該出資金の払戻し請求の予告通知を行った。しかし、この出資金には年率3%程度の利益配当があるが、平成27年6月の総会後に実施された約4万円の利益配当金については、他の案件の処理に追われて差押えを行っていなかった。

また、国税徴収法基本通達「第62条関係差押えの手続及び効力発生時期」によれば、「社員又は株主の有する決議前の利益配当請求権は差し押さえることができる」と示しており、平成28年6月に議決予定の利益配当についても利益配当請求権として差押えが可能であるが、同様の理由により差押えていなかった。

出資金の差押えに当たっては、利益配当請求権の差押えを逃すと将来の配当金を失う可能性があり、配当金の議決後においては振込の有無の確認及び振込口座の再調査などの事務負担が増加するとともに、配当金が費消されたり他から差し押さえられたりする場合が生じるので、事務の効率性や差押えの効果を確保する観点から、出資金の差押えを行うに当たっては、出資金に係る利益配当金も差押えの対象とするよう改善す

る必要がある。

(イ) 「特別展等の図録の出版に関する件」

(教育委員会 神奈川県立歴史博物館)

神奈川県立歴史博物館(以下「博物館」という。)において、特別展の開催に際して出版・販売する図録の作成が遅れたため、販売開始が特別展の開始に間に合わず、特別展の開始当初の来場者に提供できない状況であった。

博物館では、年に3、4回実施する特別展の開催に合わせて図録を作成し、展示内容をより深く理解しようとする観覧者の利便を図るため展示解説書として販売している。また、特別展の開催期間においては、学芸員等による展示解説を行い観覧者の理解の促進を図っている。平成26年度の1月31日から3月22日まで開催した「陸(おか)に上がった海軍」展は、博物館と慶應義塾大学が協力して調査した研究成果や従来にない関係先から収集した資料を紹介した新奇性の高い特別展であった。また、来館者数は目標を超える盛況であり、図録も完売した。

しかしながら、この特別展における図録の販売開始は、印刷会社へのデータ入稿が遅れて2月7日からとなっており、特別展の冒頭6日間に来館した熱心な観覧者に図録を提供できない状況となっていた。これは、担当学芸員に他の業務が加わり多忙を極めた上、従来にない関係先からの資料の準備に予想外の期間を要したためであり、進行管理や支援体制が不十分であったことによると考えられる。図録の販売が遅れると、早期に来館した熱心な観覧者に図録の提供を行うことができなくなるため、観覧者の資料として作成した目的が十分に達成されず、県への収入機会が減ることにもなりかねない。また、今後、本件のように、県民の新しいニーズを発掘するため新しい視点の企画が増えると、新しい関係先との交渉や確認作業が多くなり予想外の対応が必要となることも考えられるので、進行管理や支援体制の充実がますます重要となってくる。

したがって、新しい視点の企画に対応する観点から、担当学芸員に対する支援体制の充実や計画的な進行管理により図録の出版が予定どおり実現できるよう改善を図る必要がある。

イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

該当する事案は認められなかった。

(2) 監査した結果、本課の事務指導に改善の必要が認められたもの

ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

該当する事案は認められなかった。

イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

「指定管理者制度の運用における管理物品の規定の件」

(総務局 行政管理課)
 指定管理者制度の運用において、指定管理者に貸し付ける物品について神奈川県財務規則に規定される消耗品の位置付けが明確になっていなかった。

指定管理者事務において、指定管理者に貸し付けている物品の一部を管理物品として協定に列記していない指定管理施設があった。神奈川県財務規則では、物品を備品と消耗品に分類する基準を定めているが、指定管理者制度の主管課である行政管理課は、同規則に基づく備品であるか消耗品であるかに関わらず、施設運営上の必要性を勘案して各指定管理施設所管課が管理物品を特定することとし、これを県・指定管理者間の協定に列記することとしている。また、管理物品は、指定管理者の交代があることを想定して、指定管理者が善良な管理者の注意をもってこれを管理することとしている。

しかしながら、同課が作成している指定管理者制度の運用に関する手引きには、管理物品からは「消耗品を除く」と記述されている。その結果、平成23年に備品の基準額が2万円から5万円に引き上げられたことに伴い消

耗品となった従来の備品を含めて、神奈川県財務規則に規定される消耗品を実態として貸し付けているにもかかわらず、これを協定に列記しないこととしている指定管理施設があり、かかる取扱いにより、県が調達した物品の逸失、指定管理者選定手続における競争の公平性の欠如等の問題が生じるおそれがある。

したがって、指定管理者制度の運用に関する手引きを改正して、神奈川県財務規則に規定される消耗品であっても指定管理者に貸し付ける物品は管理物品に位置付けることを明確にするなど、行政管理課による内部統制の趣旨を各指定管理施設所管課に周知徹底するよう改善を図る必要がある。

4 箇所別の監査結果

監査した98箇所のうち、不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は28箇所であり、また、認められなかった箇所は70箇所であり、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所 (28箇所、43件)

ア 総務局 (3箇所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県戸塚県税事務所	平成28年2月9日 (平成27年12月21日職員調査)	(要改善事項) 「法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件」 (前記3(1)ア(7)参照)
神奈川県小田原県税事務所	平成28年2月4日 (平成27年12月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが88件あり、そのうち旅費51件、10,200円を支給していなかった。
神奈川県厚木県税事務所	平成28年4月1日 (平成28年2月9日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、宅配便の発送に当たり、割安な料金単価により契約している宅配便等配達業務委託契約に定められた方法により配達依頼すべきところ、同契約の対象ではないと誤認し、一般の郵便物と同じ方法により依頼したことにより、平成27年4月から同年12月までの間、宅配便41件について支払額が合計で15,877円割高であった。

イ 県民局 (3箇所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県バスポートセンター	平成28年3月11日 (平成28年1月28日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る委託契約の締結に当たり、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る契約書(契約額483,840円)に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な記載を行っていなかった。
神奈川県平塚児童相談所	平成28年4月13日 (平成28年2月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行っていなかったものが8件あり、そのうち旅費5件、4,840円を支給していなかった。
神奈川県立おおいそ学園	平成28年2月4日 (平成27年12月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、おおいそ学園支援向上委員会及び第三者委員会の委員に対する謝礼金延べ6名分、102,000円の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく、所得税・復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところを誤って月額表を適用したことにより、25,320円が徴収不足であった。 [特記前出]

ウ 環境農政局 (1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立フラワーセンター大船植物園	平成28年1月26日 (平成27年12月10日)	(不適切事項) 収入事務において、督促状の発行(1件、滞納金額合計720円)に当た

	職員調査)	り、神奈川県財務規則の規定に反し、納期限から20日以内に督促状を発行せず、また遅延して発行した督促状の指定期限を督促状を発行する日から起算して10日を経過した日以外に指定しているものがあった。
--	-------	--

エ 保健福祉局 (3箇所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	平成28年2月10日 (平成27年12月15日 及び同月16日職員 調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、時間を単位とした行政財産の使用許可に当たり、建物台帳価格等に基づく1日分の使用料を徴収すべきところ、誤って1時間当たりの光熱水費等の実費相当額(定額)により使用料を算定し、さらに、減免の対象とならないにもかかわらず5割減額としたため、使用料1件、1,585円が徴収不足であった。 2 物品管理事務において、庁舎トイレのバリアフリー工事に伴い設置したベビーチェア2台(帳簿価額(単価)51,429円)及びベビーシート2台(帳簿価額(単価)97,264円)について、神奈川県財務規則に基づく物品取得手続を行わず、備品台帳にも記録していなかった。
神奈川県小田原保健福祉事務所	平成28年3月30日 (平成28年1月14日 及び同月15日職員 調査)	(不適切事項) 予算の執行において、後納郵便料の執行に当たり、神奈川県財務規則に反して、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁とすべきところ副所長の専決として処理していた。
神奈川県立衛生看護専門学校	平成28年4月5日 (平成28年1月13日 職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、第1実習室の改装工事(当初契約額8,067,600円)の変更契約に当たり、変更契約に伴う増額分594,000円について予算科目を「(節)工事請負費」として執行すべきところ「(節)需用費」で執行していた。

オ 産業労働局 (1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立産業技術短期大学 校	平成28年2月17日 (平成28年2月16日 及び同月17日職員 調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料及び庁費立替収入の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが3件、12,019円あった。 [特記前出]

カ 県土整備局 (6箇所、15件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所	平成28年2月10日 (平成27年12月21日、 同月22日及び同月 24日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 利用目的が駐車場である普通財産の貸付けに当たり、貸付料の算定を誤って貸し付けていた。これにより貸付料1件、42,261円が徴収不足となっていた。 2 利用目的が駐車場の料金徴収所である都市公園施設の管理許可に当たり、管理許可内容が土地から建物に変更されたことに伴う使用料1件、8円を還付していなかった。
神奈川県平塚土木事務所	平成28年2月12日 (平成28年1月6日 から同月8日まで 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託(契約額2,208,708円)の契約に当たり、設計額の積算を誤ったため、設計額が21,600円過大のまま契約を締結していた。
神奈川県藤沢土木事務所	平成28年2月2日 (平成27年12月15日 から同月17日まで 職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 洗濯機の購入契約(契約額111,175円)に伴う既存洗濯機の排出に当たり、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の対象機器であるにもかかわらず、県が排出者としてリサイクル料金(再商品化料金)を負担することが契約上明記されていなかった。 (2) 交通安全施設等維持管理工事清掃委託契約(契約額6,376,320円)に係る毎月の作業完了確認調書が受託者から提出された際、検査調書を作成しておらず、神奈川県財務規則に定める検査を行っていない。 2 財産管理事務において、行政財産(汐見台庁舎敷地2件)の使用許可に当たり、うるう年を考慮していなかったため使用料を誤って算定していた。これにより、使用料2件、8,305円が徴収不足であった。 3 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費25件、5,000円を支給していなかった。
神奈川県厚木土木事務所	平成28年3月18日 (平成28年2月3日 から同月5日まで 職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、庁用自動車運行管理委託(契約額2,154,859円)に伴う燃料代の平成27年4月分(25,920円)及び同年5月分(25,239円)の支払について、自主運転にかかる燃料代の按分計算を誤ったため、支出科目の内訳として「(節)需用費」が72円過大となり、「(節)委託

		料」で同額の不足が生じていた。 2 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入の調定に当たり、害虫駆除代に係る負担分を算定していなかったことなどのため、11件、2,135円が徴収不足であった。 3 工事事務において、橋りょう(昭和橋)補修工事(契約額130,298,560円)の設計積算に当たり、コンクリート増厚のためのチップ工の数量算出について、撤去する既設支承部を控除すべきところ、控除することなく積算したため、設計金額が140,400円過大のまま契約事務等を執行していた。
神奈川県西土木事務所	平成28年1月27日 (平成27年12月2日から同月4日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、無線テレメータ設備保守点検業務委託契約(契約額3,240,000円)の仕様書に、委託業務である定期点検に係る点検項目のうち2項目が記載されていなかった。また、仕様書に点検対象設備の数量を適切に反映していなかったため設計額の積算を誤り、設計額が21,600円不足のまま契約を締結していた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 道路補修工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額(33,264,000円)が96,120円過大であった。 [特記前出] (2) 道路改良工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額(81,616,680円)が371,520円不足であった。 [特記前出] 3 財産管理事務において、足柄上合同庁舎敷地の使用許可に係る使用料の算定を誤って許可していた。これにより、平成27年度分使用料が156円過大であった。
神奈川県西土木事務所小田原土木センター	平成28年1月27日 (平成27年12月7日から同月9日まで職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、道路巡視・巡回及び道路維持補修作業委託契約(単価契約、概算総価額18,560,448円)の第1四半期及び第2四半期分代金に係る請求単価の取り違えを看過したため、支払額が1,222,922円過大であった。また、同委託契約において、受託者から作業報告書を毎月提出させていたにもかかわらず、検査を支払時期に合わせて四半期ごとを実施していた。 [特記前出]

キ 企業庁(2箇所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	平成28年1月22日 (平成27年12月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物運搬・処分業務委託(予定価格125,000円(税抜))及び保存文書の運搬・リサイクル処理業務委託(予定価格141,440円(税抜))の契約の締結に当たり、契約単価に消費税及び地方消費税の金額が含まれていないことを契約書に明記していなかった。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成28年1月27日 (平成27年12月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、管内発電所施設巡回点検業務委託契約(契約額4,104,000円)に係る設計額の積算に当たり、有料道路利用料に係る消費税額を重複して算定したため、設計額が10,800円過大のまま契約を締結していた。 2 工事事務において、玄倉第一発電所に付帯されているインクライン設備の更新工事(契約額19,980,000円)の設計積算に当たり、既設コンクリートはつりの積算に際し積算基準等の単位を誤認し、誤った設計数量に基づき積算していたため、設計額が1,177,200円不足のまま入札事務を執行し契約を締結していた。

ク 教育委員会(9箇所、13件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館	平成28年4月4日 (平成28年3月2日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、消火栓ポンプ等修理工事代金ほか3件(1,401,138円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息3,900円を支払っていた。 [特記前出]
神奈川県立歴史博物館	平成28年1月20日 (平成27年12月4日職員調査)	(不適切事項) 1 会計事務処理において、釣銭に充てるため会計管理者から交付を受けた歳計現金(50,000円)を施設使用料徴収事務の受託者に交付し、保管させていた。 2 契約事務において、館内清掃業務委託契約書(3,931,200円)に定められた日常清掃箇所について、平成27年4月から同年11月末までの全ての清掃日において、実施すべき作業をしていない箇所があったにもかかわらずこれを看過し、履行済として検査を完了し契約代金を支払っていた。 (要改善事項) 「特別展等の図録の出版に関する件」

		(前記3(1)ア(イ)参照)
神奈川県立鶴見総合高等学校	平成28年3月18日 (平成28年1月20日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、生徒心電図検診委託(単価契約:受検者1名につき税込1,566円)の実施に当たり、受検する必要のない生徒1名について受検させ、検診料1,566円を支払っていた。
神奈川県立海洋科学高等学校	平成28年1月13日 (平成27年12月2日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、古紙回収運搬業務委託の支払に当たり、契約で定めのある再生可能な紙類(ミックスペーパー)及びシュレッターくず(税抜単価160円/10kg)のほか、契約で定めのない再生紙、雑誌について平成27年4月分及び同年10月分において処理をさせ、処理代198円を支払っていた。 2 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 海洋実習を行う大型実習船「湘南丸」(総トン数646t)で使用するための業務用製氷機1台(181,440円(税込))及びウォータークーラー1台(93,960円(税込))を物品として取り扱うべきところ、公有財産である船舶の従物として取り扱っていた。そのため、当該物品の購入に当たり、「(節)備品購入費」で執行すべきところ「(節)需用費」で執行しており、当該物品を備品台帳に記載していなかった。 (2) 平成26年度に現物照合を実施した全ての備品及び借用物品について、備品台帳及び借用物品台帳に実施日を記録していなかった。また、この日以降に借り入れた借用物品(全自動デジタル印刷機ほか2品目)について、借用備品台帳に記載していなかった。
神奈川県立鎌倉高等学校	平成28年3月18日 (平成27年12月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、平成27年11月分の電気料(454,266円)の支払に当たり、鎌倉高等学校内に設置されている特別支援学校分教室分の按分計算を誤ったため、「(項)特別支援学校費」の負担額が1,363円不足しており、同額の過大が「(項)高等学校費」で生じていた。
神奈川県立厚木北高等学校	平成28年1月14日 (平成27年12月1日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、体育館舞台卒業記念品スクリーン設置工事(契約額117,925円)の発注に当たり、設置物品である体育館舞台用スクリーンを寄附により取得していたが、神奈川県財務規則に定める寄附受入手続に係る適正な事務処理を行っていなかった。
神奈川県立相模向陽館高等学校	平成28年1月14日 (平成27年12月3日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯21基及びゴミ集積場2箇所を設置させていた。
神奈川県立三ツ境養護学校	平成28年3月28日 (平成28年1月8日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、本校高等部及び分教室高等部の修学旅行生徒引率旅費の支給に当たり、交通費のうち貸切バス代及び旅行企画料金の算定を誤ったことにより、21件、18,645円を過大に支給していた。
神奈川県立鎌倉養護学校	平成28年3月10日 (平成28年1月14日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤ったため、使用料1件、53円が徴収不足であった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所(70箇所)

ア 総務局(7箇所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

イ 安全防災局(1箇所)

神奈川県温泉地学研究所

ウ 県民局(5箇所)

神奈川県立女性相談所、神奈川県立公文書館、神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所

エ 環境農政局(8箇所)

神奈川県東部漁港事務所、神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県畜産技術センター、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県立大野山乳牛育成牧場(平成28年3月31日廃止)

オ 保健福祉局(8箇所)

神奈川県衛生研究所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立平塚看護専門学校、神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県立中井やまゆり園

カ 産業労働局(2箇所)

神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

キ 県土整備局(3箇所)

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県厚木土木事務所東部センター、神奈川県三保ダム管理事務所

ク 企業庁(1箇所)

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所

ケ 教育委員会(26箇所)

神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所、神奈川県教育委員会教育局川崎給与事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀光明高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立吉田島総合高等学校、神奈川県立横浜南養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、神奈川県立座間養護学校

コ 公安委員会(9箇所)

神奈川県加賀町警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県厚木警察署

別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

県の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第199条第10項により、監査の結果に基づいて、監査委員の合議により次の意見を付記する。

<立石駐車場及び長浜駐車場の維持管理について>

横須賀土木事務所が維持管理を行っている2箇所の駐車場(立石駐車場2,771㎡、長浜駐車場4,673㎡)について監査した結果、次の事実が認められた。

1 立石駐車場(横須賀市秋谷)

- ・ 昭和36年に国有海浜地に駐車場を整備し、公衆便所を設置して、無料駐車場として開放した。
- ・ 駐車場と隣接地を含めて県立公園計画を検討し、昭和47年5月に宮内庁に隣接地の公園利用の要望書を提出したが、宮内庁が隣接地を横須賀市に移管することとしたため、県は昭和48年6月に県立公園計画を取り止めた。しかし、現在も公衆便所は公園事業に係る行政財産として整理されている。
- ・ 現在の所管所属は本庁の都市公園課で、横須賀土木事務所が管理している。

2 長浜駐車場(横須賀市長井)

- ・ 昭和42年に県が教育施設用地(青少年臨海センター、現県立三浦ふれあいの村)を一括買収した後、市道の整備によって教育施設と分断された土地の一部で駐車場を整備して、無料駐車場として供用を開始し、昭和46年に本庁の管財課(現財産経営課)が公衆便所を設置した。その後、横須賀土木事務所が管理を引き継ぎ、道路として利用計画がなく行政目的が不明確な状態であるのに、道路事業に係る行政財産となっている。
- ・ 現在の所管所属は本庁の道路管理課で、横須賀土木事務所が管理している。

また、横須賀土木事務所では7月から8月の利用者が多い夏場には駐車場管理委託や通年のトイレ清掃などを行っており、年間の維持管理費は約1,300万円(立石駐車場：平成26年度実績6,906,380円(款：土木費 項：都市

計画費 目：公園費)、長浜駐車場：平成26年度実績6,037,879円(款：土木費 項：道路橋りょう費 目：街路維持費))となっている。

しかしながら、公園又は道路としての利用計画がないのに、公園や道路に係る事業という位置付けのまま、過去の経緯から両駐車場を無料駐車場として委託料を負担しながら管理していることは、合理的な財産管理の観点から問題があると考えられる。

したがって、横須賀土木事務所は、本課(所管所属)と調整し、実態と財産管理の名目の乖離^{かいり}の解消を図り、合理的な財産管理の観点から、庁内調整(財産経営課)を含めて両駐車場の今後の在り方について検討することが望まれる。

(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所)